（河川管理施設等構造令の一部改正）

第二条　河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「背水」の下に「、計画津波」を加え、同条第十号中「洪水」の下に「、津波」を加え、同号を同条第十三号とし、同条中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八　計画津波　河川整備基本方針に従つて、過去の主要な津波及びこれらによる災害の発生状況並びに当該河川が流入する海域の水象等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた津波をいう。

九　計画津波水位　河川整備基本方針に従つて、計画津波及び計画横断形に基づいて、河川管理者が定めた津波水位をいう。

十　津波区間　計画津波水位が計画高水位より高い河川の区間をいう。

第二十条第三項中「次項」を「第五項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　津波区間の堤防の高さは、前三項の規定によるほか、計画津波水位に河口付近の海岸堤防の高さ及び漂流物の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとするものとする。

第二十八条の見出し中「波浪」を「津波又は波浪」に改め、同条第一項中「湖沼」の下に「、津波区間」を、「堤防で」の下に「津波又は」を加える。

第三十条の見出し中「湖沼又は高潮区間」を「湖沼等」に改め、同条中「湖沼」の下に、「津波区間」を加える。

第四十一条第一項中「おいて、計画堤防」の下に「（津波区間にあつては、津波が生じないとした場合に定めるべき計画横断形に係る堤防。以下この項において同じ。）」を加える。

第四十三条の見出しを「（可動堰の管理施設等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　可動堰を設ける場合において、当該可動堰を操作する者の安全を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとするものとする。

第五十二条の見出しを「（水門及び樋門の管理施設等）」に改める。

第七十一条第二項中「第四十三条」を「第四十三条第一項」に改める。

第七十四条中「計画高水位」の下に「、計画津波水位」を加える。

第七十五条中「、高水位」の下に「、津波水位」を、「計画高水位」の下に「、計画津波水位」を加える。

第七十七条中「及び第八号」を「、第八号及び第十一号」に、「同条第十号」を「同条第九号中「河川整備基本方針に従つて、計画津波」とあるのは「計画津波」と、同条第十三号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に存する堤防又は現に工事中の堤防（既に河川法第二十六条第一項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。）については、第二条の規定による改正後の河川管理施設等構造令第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。次項において同じ。）に係る堤防であつて、その工事の着手（同法第二十六条第一項の許可を受けて改築される堤防にあつては、同項の許可）がこの政令の施行の後であるものについては、この限りでない。

2　この政令の施行の際現に存する可動堰、水門及び樋門（以下この項において「可動堰等」という。）又は現に工事中の可動堰等（既に河川法第二十六条第一項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。）が第二条の規定による改正後の河川管理施設等構造令第四十三条第二項（同令第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に適合しない場合においては、当該可動堰等については、当該規定は、適用しない。ただし、改築に係る可動堰等であつて、その工事の着手（同法第二十六条第一項の許可を受けて改築される可動堰等にあつては、同項の許可）がこの政令の施行の後であるものについては、この限りでない。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の項第二号中「第十六条の十一第一項」の下に「、第十六条の十二、第十六条の十三」を加える。

総務大臣　新藤　義孝
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月五日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十五号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の(四)のりす科の項中「カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）」を「カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）カルロスキウルス・フィンライソニイ（フィンレイソンリス）」に改め、同表の第一の一の(五)のマングース科の項中「ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）」を「ヘルペステス・アウロプンクタトゥス（フイリマングース）ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　カルロスキウルス・フィンライソニイ（フィンレイソンリス）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3　主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第四十五号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第五項の規定に基づき、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年七月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和五十三年総理府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1の注1中「、原子炉設置者」を「、試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船運航者」の次に「、発電用原子炉設置者」を加え、「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改め、同様式の注6中「A型輸送物」を「L型輸送物、A型輸送物」に、「第9号」を「第10号」に改め、同様式の注13中「第13条」を「第14条」に改める。

附　則

この府令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。